

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和3年5月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2000051 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2100004 号

第 1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成 11 年 3 月 1 日から平成 13 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 3 月から平成 13 年 9 月までの期間の標準報酬月額については、別表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から同表の第 3 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 11 年 3 月から平成 13 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成 7 年 6 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 12 年 12 月 1 日までの期間、平成 14 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 15 年 1 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から平成 16 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 7 年 6 月から平成 11 年 2 月までの期間、平成 14 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月及び平成 15 年 5 月から平成 16 年 7 月までの期間の標準報酬月額については、別表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から同表の第 4 欄に掲げる標準報酬月額とし、平成 11 年 3 月、同年 7 月及び同年 8 月並びに同年 10 月から平成 12 年 11 月までの期間の標準報酬月額については、上記 1 による訂正後の標準報酬月額 (別表の第 3 欄に掲げる標準報酬月額) から別表の第 4 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 7 年 6 月から平成 11 年 3 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月から平成 12 年 11 月までの期間、平成 14 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月並びに平成 15 年 5 月から平成 16 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 7 年 6 月から平成 11 年 3 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月から平成 12 年 11 月までの期間、平成 14 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月並びに平成 15 年 5 月から平成 16 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額 (平成 11 年 3 月、同年 7 月、同年 8 月及び同年 10 月から平成 12 年 11 月までの期間は、上記 1 による訂正後の標準報酬月額) に基づく厚生年金保険料を除く) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における平成 7 年 6 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日までの期間及び平成 12 年 12 月 1 日から平成 13 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが

必要である。平成7年6月から平成8年12月までの期間の標準報酬月額については、上記2による訂正後の標準報酬月額（別表の第4欄に掲げる標準報酬月額）から別表の第5欄に掲げる標準報酬月額とし、平成12年12月から平成13年4月までの期間の標準報酬月額については、上記1による訂正後の標準報酬月額（別表の第3欄に掲げる標準報酬月額）から別表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成7年6月から平成8年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記2による訂正後の標準報酬月額（別表の第4欄に掲げる標準報酬月額）を除く）及び平成12年12月から平成13年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記1による訂正後の標準報酬月額（別表の第3欄に掲げる標準報酬月額）を除く）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち、その余の期間（平成13年10月1日から平成14年1月1日までの期間、同年7月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成15年1月1日から同年5月1日までの期間）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年6月1日から平成16年8月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、平成7年6月1日から平成16年8月1日までの期間の標準報酬月額が、給与明細書の支給額に比べて低い。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成11年3月1日から平成13年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、平成13年4月17日付けで、平成11年10月及び平成12年10月の定時決定の記録を取り消し、平成11年3月1日に遡って9万8,000円に減額処理され、平成13年10月の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、請求者から提出されたA社に係る給与明細書（以下「給与明細書」という。）によると、平成11年7月及び同年8月並びに同年10月から平成13年1月までの期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正後の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社において平成13年4月17日に厚生年金保険に加入している6人（請求者を除く）のうち、3人が、同日付で、請求者と同様に標準報酬月額が遡って減額処理されていることが確認できる上、そのうちの一人は、当時、A社には社会保険料の滞納があったと思う旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年4月17日付けで行われた遡及減額処理は現実に即したものとは考え難く、請求者について平成11年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成11年3月1日から平成13年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た24万円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成7年6月1日から平成9年1月1日までの期間、同年10月1日から平成10年1月1日までの期間、同年10月1日から平成11年4月1日までの期間及び平成12年10月1日から同年12月1日までの期間については、給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額若しくは標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（平成11年3月1日から同年4月1日までの期間及び平成12年10月1日から同年12月1日までの期間は、上記1による訂正後の標準報酬月額）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成7年6月から平成8年12月までの期間、平成9年10月から同年12月までの期間、平成10年10月から平成11年3月までの期間、平成12年10月及び同年11月の標準報酬月額については、給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第4欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

請求期間のうち、平成9年1月1日から同年10月1日までの期間、平成10年1月1日から同年10月1日までの期間、平成11年7月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から平成12年10月1日までの期間、平成14年1月1日から同年7月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成15年1月1日までの期間及び同年5月1日から平成16年8月1日までの期間については、給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（平成11年7

月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から平成12年10月1日までの期間は、上記1による訂正後の標準報酬月額)を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成9年1月から同年9月までの期間、平成10年1月から同年9月までの期間、平成11年7月及び同年8月、同年10月から平成12年9月までの期間、平成14年1月から同年6月までの期間、同年10月、同年12月並びに平成15年5月から平成16年7月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第4欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成7年6月から平成11年3月までの期間、同年7月及び同年8月、同年10月から平成12年11月までの期間、平成14年1月から同年6月までの期間、同年10月、同年12月並びに平成15年5月から平成16年7月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、別表の第4欄に掲げる標準報酬月額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成7年6月1日から平成11年4月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から平成12年12月1日までの期間、平成14年1月1日から同年7月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成15年1月1日までの期間及び平成15年5月1日から平成16年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(平成11年3月、同年7月及び同年8月並びに同年10月から平成12年11月までの期間)は、別表の第3欄に掲げる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成7年6月1日から平成9年1月1日までの期間及び平成12年12月1日から平成13年5月1日までの期間については、給与明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、別表の第3欄又は同表の第4欄に掲げる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成7年6月から平成8年12月までの期間及び平成12年12月から平成13年4月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、平成7年6月から平成8年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額(別表の第4欄に掲げる標準報酬月額を除く。)及び平成12年12月から平成13年4月までの期間の訂正後

の標準報酬月額（別表の第3欄に掲げる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録する必要がある。

- 4 請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年1月1日までの期間、同年7月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成15年1月1日から同年5月1日までの期間については、請求者は、当該期間の給与明細書を所持していない上、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、平成13年10月1日から平成14年1月1日までの期間、同年7月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成15年1月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除及び本来の報酬月額を確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、訂正は認められない。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (75条ただし書)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
年	月				
平成7	6	24万円	—	47万円	50万円
	7	24万円	—	47万円	50万円
	8	24万円	—	47万円	50万円
	9	24万円	—	47万円	50万円
	10	24万円	—	47万円	50万円
	11	24万円	—	47万円	50万円
	12	24万円	—	47万円	50万円
平成8	1	24万円	—	47万円	50万円
	2	24万円	—	47万円	50万円
	3	24万円	—	47万円	50万円
	4	24万円	—	47万円	50万円
	5	24万円	—	47万円	50万円
	6	24万円	—	47万円	50万円
	7	24万円	—	47万円	50万円
	8	24万円	—	47万円	50万円
	9	24万円	—	47万円	50万円
	10	24万円	—	47万円	53万円
	11	24万円	—	47万円	53万円
	12	24万円	—	47万円	53万円
平成9	1	24万円	—	36万円	—
	2	24万円	—	47万円	—
	3	24万円	—	47万円	—
	4	24万円	—	47万円	—
	5	24万円	—	34万円	—
	6	24万円	—	47万円	—
	7	24万円	—	47万円	—
	8	24万円	—	44万円	—
	9	24万円	—	47万円	—

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (75条ただし書)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
年	月				
平成9	10	24万円	—	41万円	—
	11	24万円	—	41万円	—
	12	24万円	—	41万円	—
平成10	1	24万円	—	41万円	—
	2	24万円	—	32万円	—
	3	24万円	—	47万円	—
	4	24万円	—	38万円	—
	5	24万円	—	30万円	—
	6	24万円	—	47万円	—
	7	24万円	—	47万円	—
	8	24万円	—	44万円	—
	9	24万円	—	41万円	—
	10	24万円	—	44万円	—
	11	24万円	—	44万円	—
	12	24万円	—	44万円	—
平成11	1	24万円	—	44万円	—
	2	24万円	—	44万円	—
	3	9万8,000円	24万円	44万円	—
	4	9万8,000円	24万円	—	—
	5	9万8,000円	24万円	—	—
	6	9万8,000円	24万円	—	—
	7	9万8,000円	24万円	41万円	—
	8	9万8,000円	24万円	32万円	—
	9	9万8,000円	24万円	—	—
	10	9万8,000円	24万円	44万円	—
	11	9万8,000円	24万円	47万円	—
	12	9万8,000円	24万円	38万円	—
平成12	1	9万8,000円	24万円	47万円	—
	2	9万8,000円	24万円	44万円	—
	3	9万8,000円	24万円	47万円	—

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (75条ただし書)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
年	月				
平成 12	4	9万 8,000 円	24 万円	47 万円	—
	5	9万 8,000 円	24 万円	41 万円	—
	6	9万 8,000 円	24 万円	47 万円	—
	7	9万 8,000 円	24 万円	28 万円	—
	8	9万 8,000 円	24 万円	38 万円	—
	9	9万 8,000 円	24 万円	47 万円	—
	10	9万 8,000 円	24 万円	38 万円	—
	11	9万 8,000 円	24 万円	38 万円	—
	12	9万 8,000 円	24 万円	—	38 万円
平成 13	1	9万 8,000 円	24 万円	—	38 万円
	2	9万 8,000 円	24 万円	—	38 万円
	3	9万 8,000 円	24 万円	—	38 万円
	4	9万 8,000 円	24 万円	—	38 万円
	5	9万 8,000 円	24 万円	—	—
	6	9万 8,000 円	24 万円	—	—
	7	9万 8,000 円	24 万円	—	—
	8	9万 8,000 円	24 万円	—	—
	9	9万 8,000 円	24 万円	—	—
	10	9万 8,000 円	—	—	—
	11	9万 8,000 円	—	—	—
	12	9万 8,000 円	—	—	—
平成 14	1	9万 8,000 円	—	20 万円	—
	2	9万 8,000 円	—	20 万円	—
	3	9万 8,000 円	—	20 万円	—
	4	9万 8,000 円	—	20 万円	—
	5	9万 8,000 円	—	20 万円	—
	6	9万 8,000 円	—	20 万円	—
	7	9万 8,000 円	—	—	—
	8	9万 8,000 円	—	—	—
	9	9万 8,000 円	—	—	—

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (75条ただし書)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
年	月				
平成 14	10	9万 8,000 円	—	20 万円	—
	11	9万 8,000 円	—	—	—
	12	9万 8,000 円	—	20 万円	—
平成 15	1	9万 8,000 円	—	—	—
	2	9万 8,000 円	—	—	—
	3	9万 8,000 円	—	—	—
	4	9万 8,000 円	—	—	—
	5	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	6	9万 8,000 円	—	22 万円	—
	7	9万 8,000 円	—	24 万円	—
	8	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	9	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	10	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	11	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	12	9万 8,000 円	—	26 万円	—
平成 16	1	9万 8,000 円	—	20 万円	—
	2	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	3	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	4	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	5	9万 8,000 円	—	22 万円	—
	6	9万 8,000 円	—	26 万円	—
	7	9万 8,000 円	—	26 万円	—